

起業家支援事業補助金のご案内

～起業・第二創業を目指す方を応援します～

1 補助対象者（市補助分）

- (1) 起業又は第二創業をする日において、市内に住所を有し、及び市内に主たる事務所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する法人であること。
- (2) 補助金の交付決定を受けた日から5年以上継続して事業を営む意思を有すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 当該補助金の申請書類の作成にあたっては、三木市中小企業サポートセンターの指導及び助言を受けていること。
- (5) 過去に三木市起業家支援事業補助金及び三木市女性起業家支援事業補助金を受けていないこと。
- (6) 女性枠2件、若手枠（35歳未満）1件、一般枠1件で募集します。

2 補助対象経費（県の補助金を併用する場合は、当該補助金の額を控除）

- ・事務所開設費（賃料、共益費、内外装工事費）
- ・備品購入費、リース料（車両購入費を除く）
- ・専門家経費（謝金、旅費、委託料）
- ・事業費（ホームページやパンフレットの作成などの広告宣伝費、通信費、運搬費、光熱水費）

3 補助限度額 50万円

予算の範囲内において、対象経費の2分の1に相当する額。
ただし、予算額を超えた場合、予算額を補助金額の比で按分する場合あり。

4 市への申請書提出期間 6月10日～7月11日

問い合わせ先 三木市産業振興部商工振興課中小企業振興係
電話 0794-82-2000（内線 2231）